

〈翻訳〉

アメリカ図書館協会の宗教に係るガイドライン 及び問答集 (QA)

塩 崎 亮

抄 録

本稿は、アメリカ図書館協会のウェブサイトに掲載された宗教に係るガイドライン及び問答集の翻訳である。主たる想定対象は公共図書館とされ、宗教書等のコレクション構築方針、宗教団体による、あるいは、宗教活動目的での集会室や展示スペースの利用に係る方針、図書館の利用者や職員の宗教的信念に対して取るべき姿勢、についてまとめられている。アメリカの図書館を研究する上で、その実態を深く理解するためには宗教的側面についても考慮する必要がある点、また、図書館サービスを広く展開していく上で、宗教的配慮が必要となる場面が今後日本国内でも増加しうる点から、本資料を紹介することとした。

キーワード：アメリカ図書館協会，アメリカの図書館，宗教，知的自由

〔訳者まえがき〕

本稿では、アメリカ図書館協会 (American Library Association: ALA) のウェブサイトに掲載された図書館における宗教の扱いに係るガイドラインとその問答集 (QA) を翻訳して紹介したい。宗教書等のコレクション構築方針、宗教団体による、あるいは、宗教活動目的での集会室や展示スペースの利用に係る方針、そして、利用者や職員の宗教的信念に対して取るべき姿勢、についてまとめられたものだ。総じて、宗教という理由で排他的な姿勢を取るのではなく、包含／包摂的な方針に基づき対応するのが望ましいこと、組織の全体方針との整合が重要であり、宗教的な団体・活動を特別視する必要はないことが述べられている。日本語に翻訳する目的は次のとおり。

- 1) 日本の図書館学 (あるいは図書館情報学) は、アメリカの図書館学の影響を強く受けて成立してきたといえる⁽¹⁾。図書館の先進事例として、アメリカの状況が参照されることも多い⁽²⁾。しかし、アメリカにおける公共図書館の現状及び歴史を深く理解するには、宗教的な側面も無視しえない。本翻訳は、その一つの参考資料となりうるのではないかと考えた。

2) ALAが編纂した『知的自由マニュアル』は、以前から版を重ねて翻訳され、国内で紹介されてきた⁽³⁾。本翻訳箇所は、当該マニュアルの参照先の一つでもある。その意味で、『知的自由マニュアル』を補完する情報源となる。なお、国内公共図書館のウェブサイトを見ると、「宗教活動」目的での集会室利用を明示的に認めていないところも確認できる。翻訳の中にも出てくるが、宗教団体が集会所の利用を拒否されたことに対し、アメリカでは訴訟までなされている。国内で同様の事例はまだないと思われるが⁽⁴⁾、他国の先例として参考とはなるだろう。

若干、補足しておこう。1点目について、アメリカの図書館を扱った文献は数多くあるものの、宗教という観点から本格的に論じられたものは少ない。もちろん、西洋の図書館史を語る上では宗教的側面に必ず触れざるをえず、アメリカも例外でない。その建国の歴史からいっても、アメリカは宗教国家といえる⁽⁵⁾⁽⁶⁾。実際、アメリカ公共図書館史研究で宗教の影響に触れた文献は、邦訳されたものでもいくつか確認できる⁽⁷⁾⁽⁸⁾。また、数は少ないものの、国内研究者による文献⁽⁹⁾も存在する。あるいは20年以上前に、古賀節子は「アメリカ公共図書館の成立とプロテスタンティズム」と題して論じている⁽¹⁰⁾。そこでは、「図書館に関心を抱くようになって以来、常に、脳裏にあった『何故、アメリカでは既に19世紀に公共図書館が成立・発展したのか』と言う問について、これまで一般には取りあげられてこなかった宗教的側面から考察する機会を与えられた (p. 141)」と述懐している。しかし、この宗教的側面からの考察は、現状でも「一般にはとりあげられ」ていないままに見える。そしてそれは、歴史研究だけに限った話でもない。

2点目について、日本においても「図書館の自由」あるいは知的自由に関する知見は多数蓄積されてきたが、これまで宗教的なコンフリクトは相対的に少ない。宗教と関連して「図書館の自由」が論じられた先例としては、例えば次が挙げられる。

- ① オウム真理教の捜査のため国立国会図書館の閲覧記録が令状に基づいて警察に押収された件⁽¹¹⁾
- ② 東京の大田区議会において、区議会議員が、ある宗教団体を批判した資料を図書館で提供しないよう求めた件⁽¹²⁾
- ③ 宗教書の寄贈に対する一般的な方針⁽¹³⁾

ただし、このうち①の例は、契機が宗教団体であっただけで、争点はあくまでプライバシー、あるいは「利用者の秘密」である。一方、②と③は、宗教特有の問題とまではいえないものの、宗教に関したコレクション構築方針の問題と捉えられる。なお、政府の移民政策等の内容如何に関わらず、日本における外国人労働者、留学生、観光客等は増加の一途をたどっている⁽¹⁴⁾。今後、諸外国から多様な背景をもつ人が増加するのであれば、他の面でも宗教的な配慮を必要とするケースが発生しうる。例えば、図書館における多文化サービスが挙げられよう。しかし、宗教関連専門図書館のサービスを紹介したものであれば確認できるものの⁽¹⁵⁾、公共図書館の多文化サービスを宗教的な側面から論じた文献は現状見当たらない。多文化サービスに関する実態調査報告の設問項目にも「宗

教」の二文字はない⁽¹⁶⁾。これは、今のところ広く一般的な観点とはなっていないことを物語る。とはいえ、現状であっても、利用者が求める多言語資料の中には、聖典なども含まれている可能性はある。

以下に、翻訳を2件掲載する。翻訳文内から参照されている文献（主にはALA作成の他のガイドライン）は翻訳の対象外である。『図書館の権利宣言』及び『アメリカ図書館協会倫理綱領』が引用されている箇所は、『知的自由マニュアル』の訳文⁽³⁾を使用した。また、本翻訳を補足する有用な解説記事として、Archerの文献⁽¹⁷⁾を挙げておきたい。なお、翻訳の内容を理解するのに役立つと思われたため、次に簡単な用語解説を付しておく。

用 語	説 明
図書館の権利宣言	アメリカ図書館協会の評議会で採択された宣言で、図書館と利用者の知的自由を守るための基本方針となっている。
アメリカ図書館協会倫理綱領	アメリカ図書館協会の評議会で採択された専門職団体としての倫理綱領で、知的自由や利用者のプライバシーの保護などが明文化されている。
パブリックフォーラム	アメリカで発展してきた法理で、公的機関管理の施設・空間においては、原則として私的な表現活動の規制は許されないとする概念。本文で出てくる限定的 (limited) パブリックフォーラムは、公営のコンサートホールなどを指し、条件付きで表現内容・主体を限定しうるものと解釈されている ⁽¹⁸⁾ 。

翻訳 1 アメリカ図書館協会 (2016) 「アメリカの図書館における宗教の扱い:『図書館の権利宣言』の観点から」 (<http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/librarybill/interpretations/religion>)
(2018.5.28 確認)

アメリカ合衆国憲法修正第1条に規定された権利である報道・表現の自由の意義は、裁判所において一貫して支持されてきた。人々は、情報をえる権利を有す。いいかえれば、選択したものを読む、見る、聞く、あるいは、選択したものにアクセスする権利をもつ。また、憲法修正第1条では、個々人が自身の宗教を信仰し、宗教的行為を行う権利を保証する。あるいは、信仰をもたず、一切の宗教的行為も行わない権利を保証する (信教の自由条項)。同時に、政府が宗教を樹立、又は支持する行為を禁じている (国教樹立禁止条項)。つまり、宗教の自由、宗教のための自由、宗教からの自由が同じく保証されている。

ただ、宗教と図書館との関係でいえば、宗教の自由、宗教のための自由、宗教からの自由はほとんど問題とならない。憲法の原則が議論となるのは、表現の自由や、その裏返しである、他者が表現したものへアクセスする自由についてだ。例えば、宗教的な内容をもつ資料が批判の対象となる

場合、憲法上保護された表現に対し他者がアクセスする権利を侵害しないかどうか、が問題となる。その人の信仰や宗教的行為に制約が課されたか否かではない。

このような解釈のもと、ここでの「宗教」とは、唯一絶対の神、多神教の神、あるいは、人生の究極的な意義、生きる目的等に対する理解、をも含む大きな概念を指す。信仰と実践がフォーマルな形で体系化されている場合もあれば、個々人のインフォーマルなスピリチュアリティを示す場合もあろう。なお、古くからある宗教の信者、あるいは新興の宗教の信者もいれば、無宗教の方もいる。この解説文は、公共図書館を念頭において書かれた。ただし、学校図書館や大学図書館にも多くの場合当てはまろう。私立図書館、特に宗教施設と関連する図書館の場合、本ガイドラインは、母体組織の使命と照らし合わせた上で適用して欲しい。

コレクション構築において、図書館員は専門職としての責務を負う。排他的というより、包含的な姿勢が求められる。限られた予算の範囲で、図書館は、対象コミュニティの関心事に沿った情報を提供せねばならない。宗教と関係する情報ニーズをも含む。特定宗教の信者にならずとも、様々な宗教についての情報をえられるようなコレクションであることが望ましい。『図書館の権利宣言』の第1条及び第2条は、受け手に関する包含的姿勢（「図書館サービスの対象コミュニティすべて」）、資料に関する包含的姿勢（「現在及び過去の諸課題に関する見解すべて」）を明確に示すものだ。形式は無関係で、フィクションとノンフィクション双方を含む。

コレクション構築や選書は、図書館の方針内であらかじめ基準を定め、それに従って行われなければならない。基準は、『図書館の権利宣言』や『倫理綱領』で示された内容を反映させ、サービス対象となるコミュニティ向けに修正されたものとなろう。具体的には、現代的な意義があるか、永続的な価値をもつか、コミュニティの関心やニーズはあるか、芸術的・文学的な意味合いはあるか、コストは許容できるか、形式は対応可能か、といった事項を含む。方針では、「言論の自由市場」へのアクセス機会を提供する「限定的パブリックフォーラム」として、図書館の役割に言及する場合もあろう。例えば、多様な意見や考え方へ自由にアクセスする機会を図書館は提供する、と謳うことが想定される。つまるところ、構築されるコレクションは、内容中立的で、様々な考え方が反映されたものでなければならない。そこには、議論の余地がある、一般的でない見解も包含される。

宗教小説（religious fiction）の選書、排架、ラベル名の付与（特に、宗教的なシンボルを使用しようとする場合）は特に注意を要す。とはいえ、宗教小説の排除は『権利宣言』の趣旨「資料の創作に寄与した人たちの生まれ、経歴、見解を理由として、資料が排除されてはならない」に反す。図書館員は、宗教小説を提供することと、特定宗教の立場を支持・擁護することとは峻別せねばならない。宗教的なコンテンツは、その他の言論と同様に保護される。図書館及び図書館員は、対象コミュニティの多様な宗教的背景を尊重すべきである。一方で図書館は、対象コミュニティすべての情報ニーズを満たすために存在する。

図書館の全体方針は、資料の排架、保管、展示、インターネット提供時と同様に、宗教書の排架、

宗教関連資料の保管や展示、宗教関連ウェブサイトのインターネット提供時にも適用される。ある宗教の慣行を他よりも優先させると、修正憲法第1条の国教樹立禁止条項に抵触してしまう。図書館で適用している整理規則でなく、ある宗教コミュニティにおける見解や立場に沿った形で資料を整理してしまうと、利用者にとっては探しにくくなってしまいます。また、ある特定の聖典類を特別扱いしたり、逆にそのような宗教関連資料へのアクセスを制限したりすることは『図書館の権利宣言』に反す。

他方、コミュニティのニーズや関心を満たすために、宗教関連の資料を除籍・隔離するのではなく、コレクションに新たに追加していくことは適切な対応といえる。聖典や宗教関連資料は、敬意をもって、平等に扱われなければならない。

仮に、地図、住所録、大学案内、辞書、郷土資料などの専門資料向けの書棚が設けられている場合、対象となる聖典すべてが平等に扱われている限り、聖典用の書棚も設けておくのが望ましいだろう。なお、ここでの聖典とは、他の集団で類似の位置付けとなる資料（例：第二ヒューマニスト・マニフェスト）^{訳注(19)}をも含む。

宗教団体による集会室の利用について述べる。これまでの判例に倣えば、申請団体が宗教的な性格をもつという理由だけで、あるいは、宗教的行為を行うことが利用用途であるという理由だけで、図書館はその利用を禁じてはならない。これまでも、宗教団体を含め、様々なコミュニティが公共施設（例：学校の講堂、公園内の施設）を利用してきた。類似の判例において、図書館は情報を享受するための「限定的パブリックフォーラム」と位置付けられている。図書館は、限定的パブリックフォーラムの一施設として、あるコミュニティが情報交換するための場所を設けうる。また図書館は、利用にあたってのルールを整備しうる。図書館は宗教団体を排除すべき、と定めた判例はない。あらゆるコミュニティに対し、あらゆる場面で同様のルールを適用し、同様の基準で施設利用を認めるのが無難な対応となろう。コレクションについていえば、内容中立的な方針とすべきである。定めるのは、行為の制約のみとすべきだ（時間、場所、手続き）。方針は一貫していなければならない。すべての団体は等しく扱われるべきで、同じルールが適用されねばならない。具体的には、利用料、利用回数の上限、騒音の基準、飲食の禁止事項などを指す。

展示についても記す。コミュニティ団体に展示スペースを開放する必要は図書館にない。コミュニティ団体に展示スペースを開放する図書館であれば、希望するあらゆる団体に対し、展示スペースは公平に提供されねばならない。個人や団体の信仰や所属に基づき、その公平さが損なわれてはならない。コミュニティ団体に開放するか否か判断する際、スペースの広さ／大きさや展示場所について図書館は考慮するかもしれない。『図書館の権利宣言』第2条は「資料の創作に寄与した人たちの生まれ、経歴、見解を理由として、資料が排除されてはならない」と記す。そして、「党派あるいは主義の上から賛成できないという理由で、資料が締め出されたり取り除かれることがあってはならない」と。より詳細については、別稿『展示スペース及び掲示板』を参照されたい。

仮に、コミュニティグループに対し場所を提供し、チラシ類の配布を図書館が認めているとしよう。この場合、すべての団体と同様のルールが宗教団体にも適用されねばならない。資料を配布する当該個人や団体の信仰や所属で差別があってはならない。チラシ類の配布数、サイズ、配布期間などについては、事前に方針を定めておくのがよい。

利用者や職員の宗教的な立場が図書館内で表明される場合、それは知的自由の問題というより、むしろコミュニティとの関係、雇用関係の問題と位置付けられる。それらの問題については、知的自由委員会がまとめた『アメリカの図書館における宗教の扱い：問答集 (QA)』を参照して欲しい。

宗教は、図書館利用者にとって機微な問題であり、時に論争を生むテーマである。そうであるからこそ、合衆国憲法修正第1条、『図書館の権利宣言』で含意された内容を遵守せねばならない。

翻訳2 アメリカ図書館協会 (2010) 「アメリカの図書館における宗教の扱い：問答集 (QA)」
(<http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/religionFAQ>) (2018.5.28 確認)

はじめに

ディナーの席で話題にすべきでないテーマは次の3つといわれてきた。セックス、政治、宗教を指す。いずれも、かなり私的であると同時に、皆の関心が高い。これらのテーマは図書館においても論争の種となってきた。このうち宗教について、近年では図書館と関係した判例も増している。

このQAは、図書館や図書館員を対象として、アメリカ合衆国憲法修正第1条に示された権利を守る上での指針を提供する。権利は5つの自由から成る。報道の自由、表現の自由、請願の自由、集会の自由、そして宗教の自由だ。裁判所において、報道・表現の自由の意義は一貫して支持されてきた。人々は、情報をえる権利を有す。いいかえれば、選択したものを読む、見る、聞く、あるいは、選択したものにアクセスする権利を我々ももつ。また、宗教の自由／宗教のための自由とは、個々人が自身の宗教を信仰し、宗教的行為を行う権利（信教の自由条項）とともに、個々人や国家が宗教から自由である権利（国教樹立禁止条項）の双方を含むと理解されてきた。

宗教と図書館との関係でいえば、宗教の自由／宗教のための自由はほとんど問題とならない。憲法の原則が議論となるのは、表現の自由や、その裏返しである、他者が表現したものにアクセスする自由についてだ。例えば、宗教的な内容をもつ資料について何らかの制約を設けるのは、宗教的行為や信仰に制約を課す行為というより、憲法上保護されている言論にアクセスする権利を侵害する行為である。とはいえ、この双方の権利に矛盾が生じる場合、あるいは、憲法修正第1条で定める他の権利と齟齬が生じる場合もありうる（例：宗教団体による集会室や展示スペースの利用、利用者や職員による布教活動や宗教関連のチラシ類配布）。このQAでは、それらの論点についても扱う。

このQAでいう「宗教」とは、唯一絶対の神（単数形）、多数の神（複数形）、生命に関する根源的理解の仕方を含む。信仰や実践がフォーマルな形で体系化されたもの、そして個人がもつインフォーマルなスピリチュアリティをも含めて考える。また、古くからある宗教（例：主要な世界宗教）や新興の宗教（例：カルト教団）の信者だけでなく、不可知論者や無神論者をも指す。なお、このQAは公共図書館が念頭に置いて書かれているものの、大半の内容は学校図書館や大学図書館にも当てはまる。私立図書館、特に宗教施設と関連する図書館の場合も、それぞれの組織の使命と照らし合わせる必要はあろうが、多くの内容が参考になると思われる。

コレクションについて

図書館はどのような宗教関連資料をコレクションに含めるのがよいか？

図書館員は、排他的というより包含的な姿勢で、コレクション構築の職責を果たすべきである。図書館は、限られた予算に基づき、コミュニティ全体にサービスを提供している。コミュニティを構成するすべての人々がもつ情報ニーズに応えねばならない。当然、宗教関連の情報ニーズを含む。コレクションはそれらのニーズを反映したものでなければならない。ある特定の宗教を支持するのではなく、多様な宗教・考え方についての情報を提供せねばならない。『図書館の権利宣言』第1条及び第2条では、どのような利用者（「図書館が奉仕するコミュニティのすべての人びと」）・資料（「今日および歴史上の問題に関して、どのような観点に立つ資料あるいは情報であっても」）であっても受け入れる姿勢を示す。より詳細については、別の指針『コレクション構築における多様性』を参照されたい。

図書館は宗教小説を収集してよいか？

収集してよい。図書館サービスの対象となるコミュニティを念頭に策定された基準に基づき、コレクション構築・選書はなされねばならない。基準には次を含む。現代的な意義や永続的な価値はあるか、コミュニティにとって関心はあるか、コミュニティからの要求があるか、芸術的・文学的な価値が認められているか、費用や形式は受け入れられるものか。現状、キリスト教小説（Christian fiction）などの宗教的な小説（Inspirational fiction）を示すジャンル名が提唱されはいるものの、宗教小説の分類は容易でない。しかし、宗教小説を除外してしまうのは、『図書館の権利宣言』の「党派あるいは主義の上から賛成できないという理由で、資料が締め出されたり取り除かれることがあってはならない」に反す。図書館員は、特定の信仰を支持したり、支援する姿勢を見せたりすることと、宗教小説を提供することとを区別せねばならない。

コレクションに含めた宗教関連資料にラベル名（書棚名）をつけた方がよいか、よいのであればどのようなラベル名が適当か？

つけた方がよい。ただし、いくつかの検討を要す。公共図書館、ひいては地方政府が宗教問題にどのような対応を取るか、宗教団体に属す人々らの関心は高い。ラベルづけされる資料の選択が、宗教関連団体すべてを包含するものである限り、また、使用されるラベル名が差別的でなく価値中立的であり、資料を探す助けとなるものである限り、『図書館の権利宣言』で示す内容には反しない。

宗教上のシンボルを資料に付す行為（例：キリスト教小説を示すために十字架を用いる）は、憲法修正第1条の国教条項と『図書館の権利宣言』に反す。宗教上の混乱を避ける工夫をこらす図書館もあろう。（宗教色の薄い資料も含む）「宗教的な小説（Inspirational fiction）」を示す上で、宗教とは無関係のラベル名を使用するケースもありうる。より詳細については、別にまとめた指針『ラベリングとレーティング』を参照されたい。

宗教資料のコレクション構築方針を策定する際、具体的なアドバイスはないか？

コレクション構築の方針は、各図書館がミッションステートメントで示す目的や目標に沿うものでなければならない。また、『図書館の権利宣言』と『倫理綱領』を反映したものでなければならない。方針には、思想の自由市場へのアクセス機会を提供するという意味から、限定的パブリックフォーラムとしての図書館の役割について言及される場合もあろう。図書館は、異なる観点や考え方へのアクセス機会を広く提供しうる。問題となる見解を含め、多様な考え方があることを示せるように、コレクション構築は、価値中立的でなければならない。

宗教的なウェブサイトを特別視すべきか？

する必要はない。宗教的な言論を含め、憲法で保障されたあらゆる言論に対し、図書館利用者はアクセスする権利を有す。宗教的なコンテンツは、その他の言論と同様に保護される。図書館でウェブサイトの紹介を行う場合は、印刷資料の紹介時と同じ原則に従えばよい。

集会室について

宗教団体が図書館の集会室を利用してもよいか？

利用してかまわない。宗教団体の集会室利用について、利用団体が宗教的な性格をもつから、あるいは、宗教的な行為を行う集会であるからといった理由のみで、図書館はその利用を拒否してはならないとの判例がこれまでも蓄積されてきた。他の公共施設についても同様に先例がある。宗教団体を含め、様々なコミュニティグループが、学校内の講堂や公園内のパビリオンなどを利用してきた。判例によれば、図書館は情報を入手するための限定的パブリックフォーラムと位置付けられて

いる。次のようにいいかえられよう。図書館は、限定的パブリックフォーラムとして、コミュニティが情報交換を目的として利用可能な場所を施設内に設けている。そして、その利用に関するルールを定めている、と。コレクションの方針と同じく、ルールは内容中立的であるべきだ。行為のみが規制対象となる（時間、場所、マナー）。一貫していることが重要である。あらゆる団体が同様に扱われなければならない。利用料金、利用頻度の制限、騒音や飲食に係る方針など、同じルールが適用されねばならない。

では、宗教団体が会合時に集金したいという場合は？

あらゆる団体に対し、同一方針が適用されねばならない。非営利団体の集会で会費徴収を認めているのであれば、宗教団体における募金活動も妨げられない。図書館の集会室利用時はいかなる目的であっても金銭を集めることが禁止されているのであれば、集金活動は認められない。

聖餐を含め、飲食は許可すべきか？

繰り返しになるが、あらゆる団体に対し、同一方針が適用されねばならない。アルコール類を一切許可していないのであれば、聖餐用のワインも認められない。ただし、故意でないにせよ、ある宗教を他よりも優遇しかねないルールは避けておくのが望ましい。例えば、カトリックのミサやユダヤ教のセダーではワインを使用するが、プロテスタントの礼拝では葡萄ジュースを使うことが多い。なお、清掃に係る料金も同一規則が適用されねばならない。

図書館での礼拝行為を認めるべきか？

あらゆる団体に対し、（時間、場所、マナーなどについて）同一方針を適用するのが妥当だ。図書館での礼拝行為を認めてはいけなく、とした判例はこれまでない。唯一の例外を挙げておく。カリフォルニア州のコントラコスタ群で行われた第9巡回区連邦控訴裁判所の例（フェイスセンター対グローバー）を指す*（訳注：NPOの宗教団体フェイスセンターが、カリフォルニア州コントラコスタ群を提訴した事例）。第9巡回区連邦控訴裁判所は、当該団体自身が集会の目的を礼拝と認めていたことにより、図書館は集会室での礼拝を拒否できた、とした。ただし、控訴裁判所は、他の宗教関連行為は禁止できないと警告した。他の行為とは、聖書を読む行為、聖書に関する議論、聖書の講釈、祈祷、斉唱、信仰体験の共有、政治・社会問題に関する議論を含む。さらに、控訴裁判所は、地方裁判所に対して、ある宗教的行為が礼拝に該当するか否かは図書館員の判断を必要とする点から、国教条項に反しない形でこの方針をコントラコスタ群が適用可能だったかどうか審議するよう差し戻した。再審の結果、コントラコスタ群の方針は、集会室の利用案が礼拝の性質もつか否かは図書館員の判断を必要とした点から国教条項に反す、とされた。地方裁の決定によれば、集会室での礼拝を図書館は今後一切拒否できない。より詳細については、次のブログ記事を参照さ

りたい。(http://www.oif.ala.org/oif/?p=57, http://www.oif.ala.org/oif/?p=93 [訳注：2018.5.28 確認])

※なお、第9巡回区連邦控訴裁判所の判決は、管轄州（カリフォルニア、オレゴン、ワシントン、アリゾナ、モンタナ、アイダホ、ネバダ、アラスカ、ハワイ、グアム、北マリアナ諸島連邦）にのみ適用される。

賛美歌を歌うことは許容できるか？

騒音の方針もまた、あらゆる団体に同一のものが適用されねばならない。例えば、集会室が防音部屋であれば、賛美歌を歌う会であろうが、付言すれば、ロック音楽のドラム奏者によるワークショップであろうが、それらを禁止する理由は見出しにくい。

集会室利用の方針を策定する際、考慮すべき事項は？

一般的に、次の事項を含めねばならない。

- ・集会の時間制限
- ・集会室の利用頻度（例：週に1回、あるいは、月に1回以内）
- ・集会室又は機材の利用料金
- ・飲食可の場合は清掃に係る費用負担
- ・騒音に係る方針
- ・方針に従わない場合の対応
- ・審査手続き

繰り返しになるが、あらゆる団体に公平な方針が適用されねばならない。

展示について

宗教団体による展示スペース利用を認めてよいのか？

コミュニティ団体に展示スペースを開放する必要は図書館にない。コミュニティ団体に展示スペースを開放する図書館であれば、希望するあらゆる団体に対し、展示スペースは公平に提供されねばならない。個人や団体の信仰や所属に基づき、その公平さが損なわれてはならない。コミュニティ団体に開放するか否か判断する際、スペースの広さ／大きさや展示場所について図書館は考慮するかもしれない。『権利宣言』は次のとおり記す。「資料の創作に寄与した人たちの生まれ、経歴、見解を理由として、資料が排除されてはならない」、そして、「党派あるいは主義の上から賛成できないという理由で、資料が締め出されたり取り除かれることがあってはならない」。より詳細については、別の指針『展示スペースと掲示板』を参照されたい。

展示スペースに係る方針を策定するにあたり、具体的なアドバイスはあるか？

『展示スペースと掲示板』で述べていることは次のとおり。展示スペースに関する方針文書は、排他的でなく、包含的な内容でなければならない。例えば、図書館の展示スペースについて、「教育、文化、知的、慈善活動を行う団体」が利用可能という方針は、展示スペースの制限的な利用を示すが、包含的である。この方針に従えば、宗教団体による展示スペース利用は許容されよう。知的活動に含まれうるからだ。ただし、営利目的での利用は、この場合、排除されるだろう。

方針文書策定時に考慮すべき内容としては次が挙げられる。

- ・意思決定機構のルールやガイドライン（教育委員会、図書館委員会等）
- ・展示スペースを利用する頻度
- ・展示の期間
- ・展示対象資料の種類、図書館側の責任範囲
- ・図書館資料の紹介を必須条件とするか、あるいは、そのような展示を優先させるか
- ・当該図書館にとって最重視すべき対象者向けの展示とすることを必須条件とするか、あるいは、そのような展示を優先させるか
- ・寄付の集金告知、集会時間の告知、支援組織の連絡先の提示を認めるか否か
- ・展示の内容が価値中立的か、教育的か、あるいは有益なものかと判断すべきか
- ・ある特定の祝祭日を祝う展示を認めるか否か（ある祝祭期間、ある宗教儀礼の期間での展示を認めるか否か）
- ・図書館側が展示を認めない権利を担保しておくこと、また、展示可否の決定に対する申し立ての手続きを整備しておくこと

チラシ類の配布について

宗教関連のチラシ類を宗教団体が配布することを図書館は認めるべきか？

コミュニティ団体に対してチラシ類を置くスペースを提供している図書館の場合、配布スペースの一般ルールに基づき、宗教団体であっても配布行為が認められねばならない。個人や団体の信仰や所属で制限を設けてはいけない。

配布数、サイズ、チラシ類の範囲、配布期間についての方針は事前に検討されねばならない。

宗教的信念に対する姿勢について

図書館は、情報を享受するための限定的パブリックフォーラムと位置付けられる。ここまで述べてきた課題（コレクション、集会室、展示、チラシ類配布）は、この主たる目的と関連が深い。ここでのキーワードは「享受（receipt）」だ。情報を読む、観る、聴く、あるいは、情報へアクセス

する、情報に対する興味関心を表明する、そのための場所を図書館は提供する。集会室や展示など、情報交換のスペースを明示的に設ける場合を除き、図書館は、利用者や職員が自由に表現行為を行うという伝統的パブリックフォーラムとは位置付けられない。以下のQAは、利用者や職員が図書館内で表明する宗教的見解と関連するものだ。つまり、知的自由の問題というよりは、コミュニティとの関係性や職員に係る問題と見なすのがよい。

A. 利用者の宗教的信念について

利用者の宗教的信念に図書館員はどのように向き合うべきか？

対象コミュニティ内には多様な宗教的信念が存在しよう。それらを図書館、図書館員は尊重せねばならない。一方、コミュニティ内のすべての利用者がもつ情報ニーズに図書館は応えていかねばならない。書架に何を並べるか、提供サービスの内容をどうすべきか、ウェブサイトへのアクセスをどのように保証するか、これらの方針は、宗教的な観点を含め、公平なものでなければならない。また、ある宗教を他より優先することは、憲法修正第1条の国教条項に反す。

宗教的な服装やシンボルの着用についてはどのように向き合うべきか？

利用者の服装に係る規定がもしあったとしても、その内容は公衆衛生及び安全面に限定されねばならない。

聖典や他の宗教資料を集めたコーナーを設けて欲しいとのリクエストに対しては？

図書館の分類体系でなく、宗教的な観点、あるいは、ある信仰コミュニティの観点に基づき資料を配置してしまうと、一般利用者にとっては探しにくくなってしまう。また、ある聖典を特別扱いすること、逆にそれら資料へのアクセス機会に制約を設けることは、図書館の権利宣言に反す。しかし、コミュニティのニーズや関心を無視してしまうのは好ましくない。したがって、各種複本を用意する等の対応が望ましい。なお、各宗教の聖典などの資料は公平に扱われなければならない。

ある特定の資料を書架に並べることは、物理的な制約でかなわない場合もありうる。一方、特殊資料用に、あるいは、地図、要覧、大学案内、事典・辞書、郷土資料用に、テーブルや書架を用意するのであれば、聖典用の書架も設けておくのが望ましい。ただし、各宗教の聖典は公平に扱われなければならない。なお聖典とは、他の団体で類似の位置付けとなるテキストをも含む（例：第二ヒューマニスト・マニフェスト）。

ジェンダーとの関連はどのようになるか？

基本的に、ジェンダーがどうであろうと、図書館員は男性・女性双方に対して公平な対応が求め

られる。例えば、ある利用者が、性に係る極めて個人的な質問（体調、避妊、レイプ体験等）をしてレファレンスデスクを訪れ、同じジェンダーの職員と会話したいと申し出た場合、必須ではないが、この固有の相談に図書館は応えるのが望ましい。常に利用者は、希望する職員からサービスを受ける、あるいはサービスを受けない自由を有す。

B. 職員の宗教的信念について

職員の宗教的信念に対し、図書館はどのように向き合うべきか？

宗教的なことを含め、職員が自己表現する権利は、雇用関係にある以上、一般公衆よりも制限される。職場は、パブリックフォーラムでない。無制限に自身の意見を表現してよい場所ではない。より詳細については、ALA 策定の『方針マニュアル』、『職場での言論に関する QA』を参照されたい。

職員が行う宗教儀礼に対し、図書館はどのような責任を負うか？

職員による宗教儀礼が図書館の使命を脅かすものでなければ、原則、雇用者側はその行為を許容せねばならない。この対応方針は、すべての宗教において適用されねばならない。職員内のインフォーマルな形での対応が（例：祝祭日におけるローテーションの組み換え）、一つのアプローチとなろう。

職員が宗教的なシンボルを身に付けることに対し、図書館はどのような制限を課すべきか／課すことが可能か？

図書館は、一般公衆が情報を享受するための限定的パブリックフォーラムである。職員が何かを表現するために存在するのではない。宗教的なシンボルを含め、図書館の使命を脅かすものの場合、雇用者側は職員の表現行為を制限しうる。一般的に、過度でないシンボルの着用には過ぎないのであれば、あるいは、(宗教的、政治的)自身の信念を示す程度であれば許容されよう。しかし、そのような表現行為が図書館の使命を脅かすもの場合、その内容に関わらず、すべての行為は禁止されねばならない（例：宗教的・政治的な宝飾類、メッセージ性の強いバッジやTシャツの着用など）。

職員は自身の信仰について説いて回り、布教活動してもよいか？

ある職員の個人的な言動は、他者にとっての迷惑行為と容易になりうる。職員は互いに尊重し合わねばならない。他者の宗教的な行為を妨げてはいけなく、また、他者の宗教からは自由でなければならない。同僚の意思に反す言動は、個人に対する迷惑行為となりうる。職員がおこした迷惑

行為に適切な対応を取らなければ、図書館の職場環境は悪化していく。繰り返しになるが、図書館は、ある宗教を他よりも優遇しないよう、細心の注意を欠かせない。職場で働く者は、何を信じようが自由である。しかし、(宗教的な行為を含め)その言動には制約を伴う。より詳細については、関連文献 (<http://www2.law.ucla.edu/volokh/harass/> [訳注：2018.5.28 確認]) を参照されたい。

図書館は職員の服装を規制するか？

職員の服装に係る規制内容は、もしあるのであればだが、図書館の使命を果たすために必要な限度で、公衆衛生・安全面等に限定されねばならない。したがって、服装を制約する根拠は、組織の使命と深く関係したものでなければならない。例えば、ヤルムルカ(キッパー)、ベール、ヘッドカバー、ショール、ブルカなどの宗教的な服飾の着用を禁止するまでの合理的な理由(文化的・宗教的な偏見に根ざしていない理由)は見出しにくい。

職員は、個人の良心に基づき、利用者からの質問を回答拒否してもよいか？

否である。『倫理綱領』第7条は、「われわれは、自分の個人的な信念と図書館専門職の義務とを区別する。そしてわれわれの個人的な信念が、図書館の目的の公正な具体化や情報資源へのアクセスの提供の妨げになることを許さない」と述べている。

個人の良心を表明することと良心的兵役拒否とは異なる。入隊は自発的なものであり、兵役は強制的だ。良心的兵役拒否者は、良心に基づく兵役義務を果たせない、それ故に兵役は免除されるべきと主張する。仮に、図書館員が良心的拒否を主張したとしよう。そしてその良心に基づけば、一般公衆の情報ニーズを満たすという一義的な責務を果たしえないとする。しかしそれでも、彼・彼女は転職する自由を有す。より詳細については、『連邦政府の職場環境における宗教的行為及び宗教的表現に係るガイドライン』(<https://clintonwhitehouse2.archives.gov/WH/New/html/19970819-3275.html> [訳注：2018.5.28 確認]) を参照されたい。

[訳者あとがき]

図書館における宗教というより広いテーマで考えると、このガイドラインで触れられていない別の論点も多々ありえよう。例えば、本の排架などのために世界で広く使われているデューイ十進分類法は、その構成がキリスト教偏重であると長らく批判されてきた⁽²⁰⁾。ものごとを捉える観点自体が、宗教の種別によって社会的に規定されてしまっている例ともいえる。まだ判例はないだろうが、訴訟社会であれば、図書館に対して分類や排架の見直しを迫る裁判というのも、まったくありえない話ではないかもしれない。やや関連するが、インテリジェント・デザインの書籍が宗教と科学のどちらに分類されているか実態調査がなされた報告もある⁽²¹⁾。研究テーマという意味では、

諸外国との出版状況の比較調査を行うのもまた興味深い。アメリカの出版事情については国内でも紹介されてきたが⁽²²⁾、ガイドライン中にもある「宗教小説」というジャンルの位置付け、「宗教書」の出版流通経路など⁽²³⁾、内実が不明な点多々ある。いずれも今後の課題としたい。

最後となるが、宗教、知的自由や図書館の自由といったテーマともに訳者はこれまで取り組んだことがなかった。そのため誤認を含む恐れがある。誤訳等はひとえに訳者の責任である。ご指摘をいただければ大変幸いである。また、翻訳を快諾していただいたアメリカ図書館協会知的自由部長の James LaRue 氏には、ここに記して感謝の意を表したい。

注・参考文献

- (1) 根本彰「戦後図書館学論:「学」と「現場」が分離した頃」『図書館情報学のアイデンティティ』(論集・図書館情報学研究の歩み 18) 日外アソシエーツ 1998, pp. 116-144.
- (2) やや古いが次を一例として挙げておく。菅谷明子『未来をつくる図書館: ニューヨークからの報告』(岩波新書 837) 岩波書店 2003.
- (3) Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, *Intellectual freedom manual 9th ed.* American Library Association, 2015. (アメリカ図書館協会知的自由部編纂 川崎良孝・福井佑介・川崎佳代子訳『図書館の原則: 図書館における知的自由マニュアル (第9版)』日本図書館協会 2016.)
- (4) なお、社会教育法第 23 条第 2 項では「市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない」と規定している。やや古いが、この条項に係る解釈が一律でないことについては次を参照した。上杉孝實「社会教育法第二三条(公民館の運営方針)に関する一考察: 公的社会教育と政治・宗教の問題を中心として」『龍谷大学論集』461 2003 年 pp. 171-191.
- (5) 堀内一史『アメリカと宗教: 保守化と政治化のゆくえ』(中公新書 2076) 中央公論新社 2010.
- (6) 森孝一『宗教からよむ「アメリカ」』(講談社選書メチエ 70) 講談社 1996.
- (7) Shera, J. *Foundations of the Public Library: the Origins of the Public Library Movement in New England, 1629-1855.* University of Chicago Press, 1949. (ジェシー・H・シェラ著 川崎良孝訳『パブリック・ライブラリーの成立』日本図書館協会 1988.)
- (8) Ditzion, S. *Arsenals of a democratic culture: a social history of the American public library movement in New England and the middle states from 1850 to 1900.* American Library Association, 1947. (シドニー・ディツイオン著 川崎良孝・高島涼子・森耕一共訳『民主主義と図書館』日本図書館研究会 1994.)
- (9) 川崎良孝『アメリカ公立図書館成立思想史』日本図書館協会 1991.
- (10) 古賀節子「アメリカ公共図書館の成立とプロテスタント主義」『青山学院大学総合研究所キリスト教文化研究センター研究叢書』6 1995 年 pp. 125-144.
- (11) 日本図書館協会 図書館の自由に関する調査委員会編『図書館の自由に関する事例集』日本図書館協会 2008 年 pp. 174-177.
- (12) 日本図書館協会 図書館の自由に関する調査委員会編『図書館の自由に関する事例集』日本図書館協会 2008 年 pp. 208-212.
- (13) 日本図書館協会 図書館の自由に関する調査委員会編『図書館の自由に関する事例 33 選』日本図書館協会 1997 年 pp. 41-46.
- (14) あくまで一例として、ここでは次のルポを挙げておく。西日本新聞社編『新移民時代: 外国人労働者と共に生きる社会へ』明石書店 2017.

- (15) 「特集 思想・宗教と専門図書館」『専門図書館』270 2015年 pp. 2-24.
- (16) 日本図書館協会多文化サービス委員会編『多文化サービス実態調査2015報告書』日本図書館協会 2017.
- (17) Archer, J. D., "Religion, the First Amendment and America's Public Libraries" *Indiana Libraries*, 32(1), 2013, pp. 47-55. (<http://journals.iupui.edu/index.php/IndianaLibraries/article/view/4205/pdf1>) 〈2018.5.28 確認〉
- (18) 大場博幸「公立図書館と「表現の自由」との法的関係：憲法上の根拠の喪失」『日本図書館情報学会誌』61(2) 2015年 pp. 65-81.
- (19) 訳語「第二ヒューマニスト・マニフェスト」は次を参照した。庄司一平「[「宗教的ヒューマニズム」と米国知識社会]」『東北宗教学』1 2005年 pp. 62-80. (<http://hdl.handle.net/10097/48906>) 〈2018.5.28 確認〉
- (20) Idrees, H., "Classification of library materials on Islam: a literature survey" *OCLC Systems & Services: International digital library perspectives*, 27(2), 2011, pp. 124-145. (<https://doi.org/10.1108/10650751111135427>) 〈2018.5.28 確認〉
- (21) MacDonald, A. & McMenemy, D., "Availability and organisation of creationist literature in UK public libraries" *New Library World*, 113(3/4), 2012, pp. 107-117. (<https://doi.org/10.1108/03074801211218426>) 〈2018.5.28 確認〉
- (22) 下村昭夫「アメリカの出版・書店事情を考察する」(2006年度 国立国会図書館調査研究報告書 米国の図書館事情2007：米国の図書館の概況)『図書館研究シリーズ』40 2008年 pp. 43-46. (<http://current.ndl.go.jp/node/14435>) 〈2018.5.28 確認〉
- (23) Smith, G. A., "A Survey of Religious Book Publishing with Implications for Collection Development in Christian College Libraries" *Faculty Publications and Presentations*, Paper 7, 2002. (http://digitalcommons.liberty.edu/lib_fac_pubs/7) 〈2018.5.28 確認〉

“Religion in American Libraries” : The American Library Association

Ryo SHIOZAKI

Abstract

This paper constitutes a translation of *Religion in American Libraries: An Interpretation of the Library Bill of Rights* and *Questions and Answers*, published on the American Library Association's website. These documents comprise collection development policies for religious materials and library policies of meeting rooms, exhibits, and space for displays for religious groups. Accommodating religious beliefs held by patrons and employees is also reviewed. Cultural analysis and deep understanding of American libraries necessitate a consideration of religious aspects in the United States for Japanese researchers. These guidelines will be useful for Japanese libraries when offering services to multicultural communities with various religious backgrounds.

Key words: American Library Association, American libraries, religion, intellectual freedom